

1. 費用助成額の上限

参加組合員数	上限額	参加組合員数	上限額
1人～50人	3万円	201人～250人	15万円
51人～100人	6万円	251人～300人	18万円
101人～150人	9万円	301人～350人	21万円
151人～200人	12万円	351人～400人	24万円
【備考】 ・上記の上限額について、以下、50人毎に3万円ずつ加算します。 ・実施する教室等に複数所属が参加する場合、「所属数×3万円」と「上記の上限金額」のうち、高い方の額を上限とします。 ・申請時の見込参加人数から報告時の参加人数が大幅に減少した場合は、助成する上限額が変更になる場合があります。費用を返還して頂く場合がございますので御注意ください。			

2. 助成対象となる費用項目

助成対象項目	内容
講師謝金	講師に支払う謝金。
講師交通費	講師に支払う交通費
資料代	教室等の実施に係る資料代、コピー代等
会場使用料	教室等の実施に係る会場使用料
その他	上記のほか、実施に必要な経費として当共済組合が認めるもの。
【備考】 ・物品の購入や料理教室の材料・職員のお茶などの自己消費物品については、助成の対象とはなりません。	

3. 講師謝金の上限額

講師区分		1時間あたりの金額（円）
県内 学識経験者	大学教授	8,000
	大学准教授	5,000
	その他	5,000～10,000
県外 学識経験者	大学教授	20,000
	大学准教授	17,000
	その他	10,000～20,000
【備考】 ・謝金単価が標準より高い場合、講師の方の経歴を見て検討し、高額と判断された場合には、謝礼額の変更をお願いする場合があります。 ・講師の講義時間数の合計に1時間未満の端数がある場合には、次により取り扱うものとします。 （1）30分以内の場合は、0.5時間として計算する。 （2）30分を超える場合は、1時間として計算する。		

4. 講師交通費の算出・報告方法について

講師交通費については、県の条例に基づく特別旅費額を助成します。特別旅費額の算出は以下の方法で行い、指定の様式を申請書に添付の上でお申し込みください。

所属所	算出・報告方法
県教育庁 県立学校	県の旅費システムにより特別旅費額を算出し、システムより出力した「 <u>旅費内訳書兼請求書</u> 」を添付してお申し込みください。
市町村立学校 その他所属所	算出した特別旅費額を記入した「 <u>講師旅費内訳書</u> 」を添付してお申し込みください。 特別旅費額を算出できない場合は、公立学校共済組合宮崎支部福利厚生担当（0985-26-7242）まで講師交通費の額についてお問い合わせください。
【備考】 ・ <u>宮崎県健康づくり協会の講師派遣事業を利用する場合は</u> 、宮崎県健康づくり協会で旅費額を計算しますので、金額を御確認ください。申請書提出時に旅費額の分かるものを併せて御提出ください。	

5. 講師の紹介について

公立学校共済組合の直営病院である九州中央病院より講師を派遣することができます。費用等はかかりません。講演テーマ等につきましては「令和6年度 講師及び講演テーマ」を御参照ください。

紹介を希望する所属所は、教室等実施日の3カ月前までに様式2「健康づくり教室等助成事業講師派遣申請書」にて申し込みを行ってください。

6. その他

様式については公立学校共済組合宮崎支部ホームページ内の事務担当者専用ページにも掲載していますので、御活用ください。

※事務担当者専用ページへのログイン方法については、別途通知いたします。

・ ホームページ

<https://www.kouritu.or.jp/miyazaki/>